

平成25年度 第1回西宮市都市景観・屋外広告物審議会

【平成26年2月17日(月)午後2時00分から3時00】

会議録等詳細をご覧になりたい方は、[情報公開課にて公文書公開請求なしに自由に閲覧できます。](#)

議案第1号	各部会の設置について
審議結果	<ul style="list-style-type: none">・ 本審議会に、都市景観部会、景観アドバイザー部会及び屋外広告物部会を設置することと、それに所属する委員構成について承認する。

議案第2号	西宮市風致地区内における建築物等の規制に関する条例改正に伴う特例基準の運用について【報告】
主な質問 意見等	<ul style="list-style-type: none">・ 技術審査会で特例基準の許可を行なうか決めるのか。 風致条例では、景観審議会の意見を聴かなければならないとされている。行政として特例基準の適用がやむを得ないという判断をした案件のみ審議会の意見を聴くことになる。・ 意見を聴くときは、部会ではなく本審議会に諮問することになるのか。 条例上「審議会に意見を聴かなければならない」とされている。部会の意見を審議会の意見とすることも出来る。